

平成25年10月15日

保護者のみなさまへ

常滑市立常滑西小学校長
山 本 善 俊

暴風警報及び特別警報発令時の登下校について

保護者の皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。さて、台風の接近に伴い、暴風警報が発令されることも予想されます。また、大規模災害発生を警戒するために、気象庁では特別警報の運用が始まりました。

児童の登校前に暴風警報が発令されたときは、下記1（1）のように、安全な登校をさせていただきますようお願いいたします。登校後に暴風警報が発令されたときは、下記1（2）のように下校させます。また、特別警報発令時の対応につきましては、右記の内容に従って対応しますので、よろしくお願いいたします。

記

1 暴風警報発令時

（1）登校前に暴風警報が発令された場合

場面	内 容	対 応
1	・ 常滑市を含む地域に暴風警報が発令中のとき ・ 暴風警報解除後でも、登校が危険と思われるとき （学校に連絡をしてください。）	家庭で待機
2	・ 午前6時20分までに暴風警報が解除されたとき	いつも通り登校
3	・ 午前6時20分～11時までに暴風警報が解除されたとき	警報解除後、2時間後に授業開始
4	・ 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されないとき	学校は休み（臨時休校）

（2）登校後に暴風警報が発令された場合

- ・ 気象状況をみて下校が安全であると判断した場合、通学団ごとにまとめ、人員を確実に把握したうえで下校させます。各通学団の顧問が、家の近くまで引率して下校させます。
- ・ 常西メールにより、緊急下校の実施をお知らせいたします。
- ・ 暴風雨がひどくなったり通学路が増水したりして、児童の下校が危険なときは、学校に待機させる場合もあります。

2 特別警報が発令された場合

気象業務法の改正により、特別警報の運用が開始されました。特別警報とは、気象庁が大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために創設されたものです。

特別警報の発生基準は以下の通りです。

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表されない。

特別警報が発表された場合、「直ちに命を守る行動をとる」という原則に従い、次のように対応します。

（１）児童が登校する以前に特別警報が発表されている場合

→児童は家庭で待機し、登校しない。

※特別警報解除後は災害・気象・交通機関・通学路等の状況から、児童を安全に登校させると判断できるまでは登校しないでください。登校するときは、常西メールにて連絡します。

（２）児童の登校後に特別警報が発表された場合

→即刻、授業を中止し速やかに児童の安全確保を図ります。災害・気象・通学路等の状況から、「学校に待機」「保護者への引き渡し」「外部の避難所への移動」等の対応をし、安全に下校できると判断できるまでは、下校させません。「学校待機」「保護者への引渡し」「下校」等の対応については常西メールで詳細を連絡します。

3 その他

- ・大雨警報・洪水警報が発令されている場合は、いつも通り授業を行います。ただし、通学路等に危険がある場合は、保護者の判断で家庭待機としてください。その際は、学校に連絡をしてください。
- ・通学路の安全については、学校でも十分注意しておりますが、何かお気づきの点がございましたら、学校までご連絡をお願いします。

常滑西小学校 T E L 3 5 - 2 1 0 4

- ・特別警報に関する詳しい内容については、気象庁のホームページに「特別警報リーフレット」が掲載されていますので、下記 URL よりアクセスして閲覧してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/image/leaflet2.pdf>